

マイナンバーカードの健康保険証利用について

△ご注意ください！

(令和6年7月時点)

今年**12月2日**から
現行の保険証は
発行されなくなります
※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

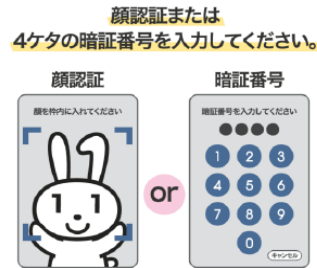
とっても
カンタン！

医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
をご利用ください

1 受付



2 本人確認



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を 利用いたします	(40歳以上対象) 過去の情報を 利用いたします
過去の診療・服薬・健診情報は、 診療に必要に応じて利用されます。 この情報はあなたの診療・服薬・ 健診にのみ利用されます。	過去の診療・服薬・健診情報は、 診療に必要に応じて利用されます。 この情報はあなたの診療・服薬・ 健診にのみ利用されます。
同意しない 同意する	同意しない・40歳未満 同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



！ マイナンバーカードを保険証として利用する（マイナ保険証）
ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請

STEP2.

マイナンバーカードを
保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- 本年12月2日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間(来年12月1日まで)**使用可能です。
- 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、**医療機関・薬局等を受診することができます。**
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認の上、期限切れにご注意下さい。**
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。
マイナポータルでも確認できます。

マイナンバーカード
フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平 日:9時30分~20時00分
土 日 祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用につ
いてもっと知りたい方
はこちら



ひとくらし、みんなのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



使ってみよう！
マイナ保険証